



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1266	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	1
1267	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
1268	〃	(〃).....	2
1269	〃	(〃).....	3
1270	〃	(〃).....	4
1271	〃	(〃).....	4
1272	方地区土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	5

告 示

和歌山県告示第1266号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
和歌山富士興産販売株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県和歌山市和歌浦東2丁目9番54号
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成26年9月30日

和歌山県告示第1267号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット神前店
和歌山県和歌山市神前字千本508番2 外6筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

ダイキ株式会社 代表取締役 小島正行

愛媛県松山市美沢1丁目9番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰

(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

4 変更年月日

平成26年5月26日

5 変更した理由

代表取締役交代のため

6 届出年月日

平成26年9月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年10月14日から平成27年2月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1268号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート和歌山北バイパス店

和歌山県和歌山市平井154

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰

(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

- 4 変更年月日
平成26年5月26日
- 5 変更した理由
代表取締役交代のため
- 6 届出年月日
平成26年9月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年10月14日から平成27年2月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1269号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターダイキ海南店
和歌山県海南市幡川上九条76番地の1 外12筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
愛媛県松山市美沢1丁目9番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)ダイキ株式会社 代表取締役 高橋幸
(変更後)ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
- 4 変更年月日
平成26年5月26日
- 5 変更した理由
代表取締役交代のため
- 6 届出年月日
平成26年9月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目2番1)
海南市まちづくり部産業振興課(海南市日方1525番地6)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年10月14日から平成27年2月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターダイキ新宮店
和歌山県新宮市下田2丁目4308-4 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
愛媛県松山市美沢1丁目9番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
- 4 変更年月日
平成26年5月26日
- 5 変更した理由
代表取締役交代のため
- 6 届出年月日
平成26年9月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年10月14日から平成27年2月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート紀の川井飯店
和歌山県紀の川市下井阪597番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰
(変更後) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
- 4 変更年月日
平成26年5月26日
- 5 変更した理由
代表取締役交代のため
- 6 届出年月日
平成26年9月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年10月14日から平成27年2月16日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成26年2月22日退任）

職名	氏名	住所
理事	南口佐一	海南市下津町方876番地1